

岐阜市環境推進員設置要綱

平成4年6月8日 決 裁
平成6年3月31日 改 正
平成10年3月31日 改 正
平成12年3月31日 改 正
平成20年3月31日 改 正
平成26年3月20日 改 正
平成31年3月29日 改 正
令和5年3月27日 改 正

(設置)

第1条 地域において市と市民をつなぎ、ごみの減量・資源化を推進し、清潔で快適な生活環境を確保するため、岐阜市環境推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 「ごみ減量・資源化指針」の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地域における資源分別回収事業の推進に関すること。
- (3) ごみ減量・資源化に関する学習及び情報の提供に関すること。
- (4) 環境美化意識の普及及び啓発並びに環境美化活動への参加促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみ減量化のための市の施策への協力に関すること。

(配置)

第3条 推進員は、地区に所在する自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）を単位として、前年の9月末現在の世帯数により3,000世帯以下の自治会連合会にあっては3人を、3,000世帯を超える自治会連合会にあっては4人を配置するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 配置された推進員の中から地区ごとに代表者1人を置くものとする。
- 3 前項に規定する代表者は、地域における推進員の活動の円滑な推進を図るため、推進員間の連絡調整を行うものとする。

(委嘱)

第4条 推進員は、原則として自治会連合会の会長が推薦した者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、欠員による推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任されることができる。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、その任期中においても委嘱を解くことができる。
 - (1) 病気その他の理由により、推進員の活動を行うことができないとき。
 - (2) 他の自治会連合会の区域に転居したとき、又は他の市町村に転出したとき。

(活動区域等)

第6条 推進員の活動区域は、推進員が居住する自治会連合会区域とし、その活動に当たっては自治会連合会等と密接な連携をとるものとする。

(報償)

第7条 市長は、推進員の活動に対し、別に定めるところにより、報償費を支給する。

(身分証明書等)

第8条 市長は、推進員に別に定める身分証明書を交付し、腕章、ジャンバー及び帽子（以下「腕章等」という。）を貸与する。

2 推進員は、その活動を行うときは、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 推進員は、腕章等を着用するものとする。

(研修)

第9条 市長は、推進員として必要な知識の養成とその資質の向上を図るため、研修会を開催する。

(庶務)

第10条 推進員に関する庶務は、環境部資源循環課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。